



平成 30 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 メディアスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 池谷保彦
(コード：3154 東証第一部)
問合せ先 取締役経営推進本部長 芥川浩之
(TEL：03-3242-3154 ir.m@medius.co.jp)

事後交付による株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績目標の達成等を条件とした事後交付による株式報酬制度（以下「本制度」）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 9 月 27 日開催予定の第 9 期定時株主総会（以下「本株主総会」）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」）を対象に、中期経営計画の達成に向けたインセンティブ及び企業価値向上と役員報酬の連動性を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、当社の取締役に対し、株式の付与のための現物出資財産に相当する金銭報酬債権を支給します。そのため、本株主総会において本制度に係る報酬を支給することにつき本株主総会で承認を得られることを条件とします。

なお、平成 22 年 9 月 22 日開催の第 1 期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額 250,000 千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認をいただき今日に至っております。本制度の導入にあたり、これらの報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに本制度による株式付与のための金銭報酬債権を支給することにつき、本株主総会に諮る予定です。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度はあらかじめ設定した基準ユニット数を基礎として、中期経営計画の対象期間当初に開催される定時株主総会の日から中期経営計画の最終年度の期末日（以下「評価対象期間」）における継続勤務や業績目標の達成度によって確定した支給ユニット数に応じて当社普通株式（以下「当社株式」）及び金銭が対象取締役に交付される仕組みです。本制度は以下の 2 つに分類されます。

- (i) 評価対象期間の継続勤務を条件に、事前に定める数の当社株式を、評価対象期間終了後に交付する種類の継続勤務発行型株式報酬 (Restricted Stock Unit 以下「RSU」)
- (ii) 中期経営計画の最終年度の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式及び金銭を、評価対象期間終了後に交付する種類の業績連動発行型株式報酬 (Performance Share Unit 以下「PSU」)

(2) 基準ユニット数及び支給ユニット数の算定方法

(i) RSU につきましては、取締役の役位等により定められる「株式報酬としての基準額 (RSU)」を基に、当社取締役会において基準ユニット数を設定します。評価対象期間の継続勤務を条件として、基準ユニット数と同数の支給ユニット数が確定します。

$$\text{支給ユニット数} = \text{基準ユニット数} \quad \text{※対象期間中の継続勤務を条件とします。}$$

(ii) PSU につきましては、取締役の所属する会社等により定められる「株式報酬としての基準額 (PSU)」を基に、当社取締役会において基準ユニット数を設定します。基準ユニット数に中期経営計画の最終年度の業績達成度による支給率を乗じて支給ユニット数を算出します。業績目標の指標及び業績達成度による支給率は、評価対象期間開始当初の取締役会で予め定めるものとします。なお、当初の評価対象期間 (2021年6月期までの中期経営計画) においては、下表の通り、連結売上高及び連結 ROE による業績目標の達成率に応じて、0%から 100%の範囲で支給率が変動するものとします。

$$\text{支給ユニット数} = \text{基準ユニット数} \times \text{支給率 (業績目標の達成率)}$$

中期経営計画 (2019年6月期~2021年6月期) の PSU による支給率表

		連結売上高 (2021年6月期)		
		2,000億円未満	2,000億円以上~2,500億円未満	2,500億円以上
連結ROE (2021年6月期)	7%以上 7.5%未満	0%	30%	60%
	7.5%以上 8%未満	20%	50%	80%
	8%以上	40%	70%	100%

(3) 金銭報酬債権額の算定方法

評価対象期間経過後に対象取締役に付与される金銭報酬債権額は、本制度により取締役に對して最終的に確定した支給ユニット数に、評価対象期間終了後 2 か月以内に開催される当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値 (同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。以下「当社株式終値」といいます。) を乗じることにより算定されます。

$$\text{付与される金銭報酬債権額} = \text{支給ユニット数} \times \text{当社株式終値}$$

(4) 当社株式及び金銭の支給

対象取締役は、当社から支給された RSU としての金銭報酬債権額の全額及び PSU としての金銭報酬債権額のうち 80%相当分を、当社が新たに発行又は処分する普通株式を取得するための出資財産として現物出資の方法により当社に払込み、当該発行又は処分される当社の普通株式として引き受けるものとします。

PSU としての金銭報酬債権額のうち 20%相当分は当社から金銭によって対象取締役に対して支給されます。なお、当社株式及び金銭の支給時期は中期経営計画の最終年度の業績確定後となります。今回の中期経営計画については、2021 年 6 月期の業績確定後の 2021 年 9 月を予定しております。

(5) 評価対象期間中における異動の扱い

評価対象期間中に新たに取締役に就任した場合には、当該取締役に対して在任月数に応じて按分した RSU を付与しますが、PSU は付与対象外と致します。

また、中期経営計画の対象期間の途中で取締役が任期満了、定年及び取締役会が正当と認める理由により退任した場合には、RSU 及び PSU ともに在任月数に応じて按分し、PSU はさらに一定の率を乗じて算定された数の支給ユニット数に応じた報酬債権相当額の全額を金銭により支給するものとします。この場合、支給ユニット数に乗じる当社株価は、当該取締役の退任日の属する月の前月の東京証券取引所における当社株式の平均株価を用いるものとします。

(6) 報酬不支給の扱い

対象取締役が、正当な理由なく当社の取締役を退任したこと及び一定の非違行為があったこと等、取締役会が定める権利喪失事由に該当した場合には、取締役に対して本制度に基づいた金銭報酬債権は支給されず、当社株式も交付されません。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、上記と同様の株式報酬制度を適用する予定であります。

なお、当社子会社の取締役への付与については、平成 30 年 9 月 27 日開催予定の当社第 9 期定時株主総会における「第 3 号議案 取締役に対する事後交付による株式報酬に係る報酬決定の件」の可決承認を前提として、当社子会社が開催する株主総会において役員報酬枠の設定と導入制度の概要について承認を経た後、当社子会社の取締役会決議により個別の報酬額の決議を行う予定です。

以 上